

雇入れ時健診・定期健康診断

雇入れ時健診、定期健康診断 料金 ¥11,000(税別)

2020年5月より新料金になりました。指定用紙(当院以外の結果の記入用紙)持ち込まれる場合には別途 ¥2,000 かかります。

事業所は、労働安全衛生法第66条に基づき、「雇入れ時健康診断」(安衛法第43条)ならびに、「定期健康診断」(安衛法第44条)が義務づけられています。

＜雇入れ時健康診断とは＞ 新たに就職や転職する人に、事業者から「雇入れ時健康診断」(安全衛生法第43条)を求められることがあります。

＜定期健康診断とは＞ 事業所は労働者に対して、「定期健康診断」(安衛法第44条)を1年に1回、定期的に行なわなければなりません。なお、39歳以下の方は、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査は医師の判断で省略できる場合があります。その場合は ¥5,000(税別)となります。

これらは労働安全基準法で検査する項目が決まっています。また、事業者により用紙や追加の検査項目が決まっている場合もありますので、確認の上お問い合わせ、ご予約ください。なお、結果をお渡しするのに(診療日で数えて)1週間から10日かかります。お急ぎの場合はご相談ください。(別途料金が発生します)

※労働安全衛生法第66条により、事業者は、「雇入れ時健康診断」ならびに、「定期健康診断」が義務づけられています。

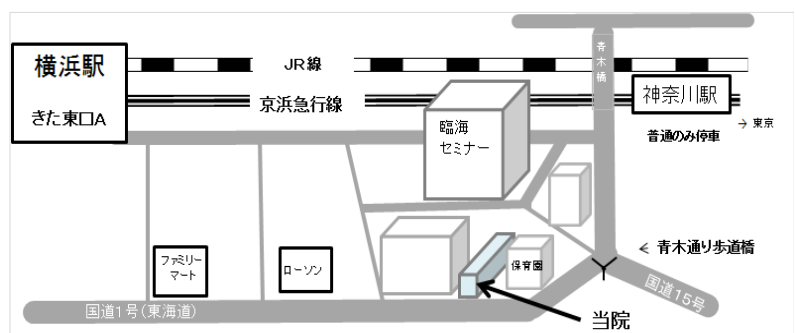
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000103900.pdf>

お問い合わせは、**港町診療所(みなとまちしんりょうじょ)** Tel: 045-453-3673

JR 横浜駅きた東口 A
から徒歩 5 分
青木通り歩道橋そば



<https://minatomachi-medical.com/>



〒221-0056 横浜市神奈川区金港町 7-6

雇入れ時健診、定期健康診断

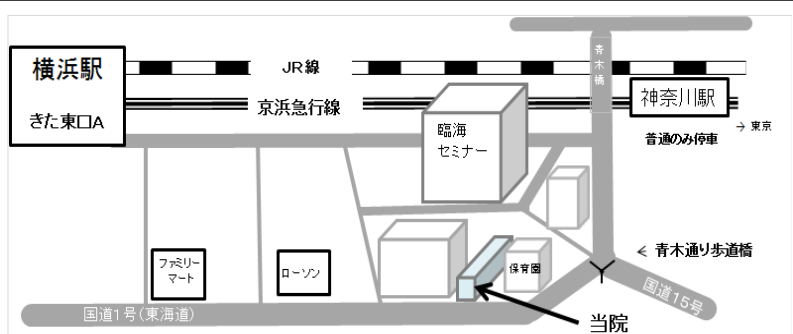
	項目	雇入れ時健診	定期健康診断(1年に1回)	定期健康診断(1年に1回) *39歳以下で省略できる場合
1	既往歴および業務歴の調査	○	○	○
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
3	身長、体重、BMI、腹囲測定、	○	○(身長、腹囲省略可)	○(身長、腹囲省略可)
4	視力及び聴力の検査	○	○	○
4	胸部エックス線検査	○	○	○
5	血圧の測定	○	○	○
6	尿検査(尿糖及び尿蛋白)	○	○	○
7	心電図検査	○	○39歳以下省略可	×
8	貧血検査(赤血球、白血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット)	○	○39歳以下省略可	×
9	肝機能検査 AST(GOT)・ALT(GPT) γ-GTP	○	○39歳以下省略可	×
10	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)	○	○39歳以下省略可	×
11	血糖検査(空腹時血糖、または随時血糖)	○	○39歳以下省略可	×
○必須項目				
料金(税別)		¥11,000	¥11,000	¥5,000

お問い合わせは、港町診療所(みなとまちしんりょうじょ) Tel: 045-453-3673

JR 横浜駅きた東口 A
から徒歩 5 分
青木通り歩道橋そば



<https://minatomachi-medical.com/>



〒221-0056 横浜市神奈川区金港町 7-6